

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対内調整）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 外資導入申請書 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431</a>

11 R

アメリカ局長	秘密標記(赤色)
参事官	<b>秘</b>
北米オ一課長	
手書	
多田	第 291 号
	昭和 45 年 11 月 26 日
外務大臣 殿	
在準備委代表事務所 高瀬 代 表	
要處理	
首座事務官	
方	
涉外調査	
業	
航空	
科学協力	
連絡調整	
調査	
カナダ	
局務	
45.11.27 付	
付属添付口	<input type="checkbox"/>
付属空便(行)	<input checked="" type="checkbox"/>
付属空便(DP)	<input type="checkbox"/>
付属船便(貨)	<input type="checkbox"/>
付属船便(郵)	<input type="checkbox"/>
本信送付先:	
本信写送付先:	
配付送:	
GA-3-1	在外公館

(件名) 外資導入申請書(18件)の送付(オ三次)

引用公・電信  
日付・番号 5月24日往信第141号

様式申請書計18件別添リストの通り各1部別途送付す。

16.

復対第38号  
1970年11月10日

復帰準備委員会  
日本国政府代表事務所  
公使 吉岡一郎 殿

琉球政府 準備委員会  
顧問代理 濱長 印

外資導入申請書の送付について  
みだしのことについて、9月28日から10月  
23日までに受理した外資導入申請書18  
件を送付します。

B 5 判 23行

琉球政府

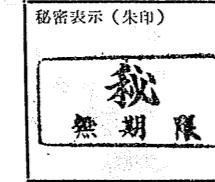
受付年月日	受付番号	種類	国籍	申請人	申請外資額	相手方	概要	備考
1970 9月28日	13-202	修正	比国 印度	シード H. マナヴァ ガンダム D. キヤタニ	(埠) #29,000 Total = #41,000	-	冷暖房用管の製造、組立等三河也の新業務追加。パートナー2人の追加、並びに増資(#29,000)。	FIB-235
"	13-203	修正	米国	L1 エヌ ベイン		-	現免許の範囲に新たにアルコール飲料水販売を追加してほしい。	FIB-290
9.30	13-205	更新	比国	ベンジャミン C. アドリア		-	ミュージックトレーニングスクールの経営。2年商効免許の更新もしくは永久免許への切り換え。	FIB-185
"	13-206	修正	日本	斎藤 哲依	増 #30,000	地元の多賀湖農協 は #3,000 増資	企業経営困難 救済の為に新株 を発行し被免許人は 3,000 株を取得 する。地元は 300 株の取得。 TOTAL = 3,300 株 (#33,000)	FIB-206
10月1日	13-207	修正	比国	ハバード A. エイラー	-	-	新パートナーの追加	FIB-321
"	13-208	更新	中国	陳屋、胡振木	-	-	金属製土産品の製造加工、並びに輸出販売。該認可量の期限の長期的もしくは永久免許への切り換え。	FIB-69
10.9	13-209	新規	比国	マテルダ M. オルテガ	#5,000		ショーアロモーション	
10.12	13-213	"	日本	三芳商店株式会社	#55,000	紡織製品工業 株式会社	在社疏解法人の株式取得	

受付年月日	受付番号	種類	国籍	申請人	投資額	相手方	概要	備考
1970 10.13	13-214	新規	日本	三集才治株式会社	\$ 50,000	エーテン株式 会社合計150,000	左記疏水法人の株式取得 (酒類の生産加工、輸出へ至)	
10.15	13-215	修正	米国	ノジツツイット、イターナショナルライミング カンパニー	-	-	11.トナー(A.D.アーチャー)の死去の為、 現免許権削除すること。	FB-50
"	13-216	修正	米国	エッジ・スタンダード 石油(中国)株式会社	-	-	給油所に耐候設備、備品、消耗品及び工具の 復与RCG取扱、又、タバコ、パテリ、末梢石油製 品の輸入、販売、販売等の事業追加。	FB-405
10.16	13-217	修正	中国	林少宗		山城興常	竹子養殖の追加	FB-131
10.17	13-218	新規	中国	陳明昊、薛洪斌	\$ 25,000		家鴨の飼育、販売、輸出	
"	13-219	"	日本	飛野織維工業(株)	\$ 85,000		靴下の製造、販売、輸出	
10.19	13-220	"	米国	トヨーエンタープライズ リミテッド	\$ 40,000		生財の屠殺加工、製品生産、販売 輸出	
10.21	13-222	修正	デンマーク	ヨーロッパン・シェハツ	増 \$ 5,670	-	共同出資者2人を新たに10名とし、ともに 各自出资金額米3,335万出資する。	FB-186

受付年月日	支付番号	種類	国籍	申請概要			備考
				申請人	外資額	相手方	
1970 10.22	13-224	修正	日本	市井 春夫	増資 (#6,000) TOTAL:#18,00	新納松原外6名 増資(#9,000) TOTAL:#27,000	増資3,000株(#15,000)
10.23	13-225	修正	米国	ダイトロンドボルグ			1. アルム鋼製品及び関係装置の購入、 製造、販賣及修繕及び会員検査。 2. 自動車用空氣調節器具及び家庭器具の 修理及び保存依頼。 上記に20部墨端の追加。

ヨコイシ 日刊

編集部



部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	23
付			
届			

発送日  
昭和45年12月7日  
処理日  
昭和45年12月7日  
発信  
タイバウ

文書課長

公信案 (分類)

公信番号	来北	第	279	号	公信日付	昭和45年12月7日
大臣		主管			起案	昭和45年12月1日
政務次官		アメリカ局長				
事務次官		参事官				
外務審議官		北米第一課長				
外務審議官					提案者	森中 電話番号 2466
官房長						

協議先

条約課長

法規課長

受信者

沖縄・北方対策庁長官

発信者

アメリカ局長

写送付先

通商産業官房長

(希望発送日)

月 日

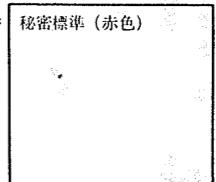
件名

外資導入申請書(18件)の送付(第3次)

GA-2

外務省

39 聖番号 2834



米北1オ279号

昭和45年12月7日

沖縄・北方対策庁長官殿

外務省アメリカ局長

(件名)

外資導入申請書(18件)の送付(第3次)

引用公・電信  
日付・番号 8月28日付往信来北1オ1833及10月22日付往信来北1オ2428

沖縄復帰準備委員会財團政府代表より公信(写し)

別添をもて、標記申請書の第3次分18件を送付越

しまるので、右申請書原本を別添のとおり送付します。

関係省庁に対し、至急字にて送付の上、各省庁の意

見とりまとめた結果を専方にご連絡をお願いします。

\* 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

本信写送付先 通商産業大臣官房長

受領印

外資導入申請書(次3次分)

18件)原文モ パスカ局モ

参考対策行長官より公文書ニ

2種類7宛から受領の旨。(  
(13/12/18沖縄県総務省313号文書記)

45. 12. 7.

外務省外務省課長、

沖縄地方対策室



受領記

1. 12月7日件 半北1才279号  
外資導入申請書(18件)の  
送付(第3次)
  2. 沖縄來信 12月3日件 半313号  
那霸商工會議所による全琉球常考会  
に対する復帰アドバイス
  3. 沖縄來信 12月3日件 半308号  
元沖縄外資系企業に関するアドバイス  
(②答書送付(第5次)等)
- 上記3点受領いたしました。

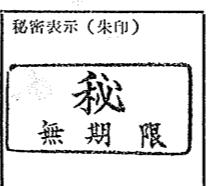
45.12.8

アメリカ南北米一課長、

通商産業省沖縄課長室

GA-6

外務省



部数指示	発信用	軌道用	備考
主信	/ /	2	
付			

発送日 昭和46年2月17日  
處理用印  
発信者 通商産業省

公信案(分類)

文書課長	公信番号 米北1 第 16 号	公信日付 昭和46年2月17日
大臣	主管	起案 昭和46年2月8日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参考事務官	
外務審議官	北米オーラル課長	
外務審議官		電報者 郡本
官房長		電話番号 2464

協議先

条約課長

法規課長

受信者 在沖縄・高瀬大使	発信者 外務大臣
写送付先	(希望発送日)

月 日

件名  
外資導入申請書に対する意見送付

GA-2

17 46

外務省

回観番号 368

米北1 第16号  
昭和46年2月17日

沖縄復帰準備委員会  
日本国政府代表殿

外務大臣

(件名)

外資導入申請書に対する意見送付

引用公・電信  
日付・番号

客年11月25日付貴信オ291号

沖縄北方対策並み、肩頭貴信をもじて送付ある  
本件申請書(査三次分18件)に關し、同様においへ開  
係省の意見をもじて取り纏めた日本政府の意  
見を別添公信文により連絡越した。

つきは、貴代表より、準備委員会米国政府代

(※印は文書記入)

\* 付属添付  付賃空便(行)  付賃空便(DP)  付賃船便(貨)  付賃船便(郵)

G A-2-1

外務省

(然るべき) 2

表に對し、上記日本政府の意見と文書を  
もじて通報ありふ。結果回報ありふ。

GA-4

外務省

アメリカ局長  
官事官事  
參參北米事務局長

沖・北對第316号  
昭和46年2月2日

外務省アメリカ局長 殿



沖縄・北方対策庁長官

沖縄進出外資導入申請（第三次）に対する日本政府  
の意見について

标记について、別紙のとおり沖縄事務局長あて通知したので、  
お知らせします。

処理	
首	官
総	事
涉	務
外	局
漁	事
航	務
科	務
學	務
連	務
絡	務
調	務
力	務
ナ	務
局	務
府	務

總理府



(字)

沖・北対第316号

昭和46年2月2日

沖縄・北方対策庁沖縄事務局長 殿

沖縄・北方対策庁長官

沖縄進出外資導入申請（第三次）に対する日本政府  
の意見について

1970年11月10日付復対第38号にて復帰準備委員会及  
び外務省を経由して送付のあつた外資導入申請書（写）について  
関係各省の意見を徵したところ、下記のとおり、意見及び資料依  
頼があつたので、琉球政府に対し、その旨すみやかに伝達され  
たい。

なお、依頼資料については、第二次分（昭和45年11月19  
日付沖・北対第2389号）を含めて入手のうえ、送付願いたい。

記

1. ベンジヤミンロ・アドリン

当該事業において、学校教育法による各種学校として学校教

総理府

育に類する教育を行なう場合には、所定の認可を要する。

2. マルデタ・M・オルテガ

琉球職業安定法による職業紹介事業の許可によらず、外資導  
入の観点からのみの琉球政府による外資導入許可に係る職業紹  
介事業については、復帰後そのまま事業の継続を認めることは  
せず、職業安定法（本土法）に基づく許可申請が新たに必要と  
なる。

なお、本土における職業紹介事業に係る外資導入については、  
資本自由化の一環として既に自由化されているが、外国人を対  
象とする職業紹介事業は、入国管理令との関係で認められてい  
ない。

3. エツソ・スタンダード石油（沖縄）株式会社

本件の外資導入免許修正申請については、沖縄の復帰前後に  
おける石油製品の流通秩序混乱回避の見地から、慎重に検討を  
加える必要があるので当分の間、免許修正申請の処理を保留さ  
れたい。

4. 林火栄

うなぎ養殖については問題ない。ただし、現在免許を与えて  
いる果樹栽培及び畜産業については、本土において資本自由化  
が進められていない分野であるので、復帰時の取扱いについて

総理府

は、なお、十分検討することとしたい。

5. 陳明昊。薛洪武

畜産業については、本土において資本の自由化は進められていない分野であり、本土においても鶏の飼養は零細農民の副業として重要な地位を占めているので、沖縄における鶏の飼養状況、わが国内外の需要動向等を調査・検討のうえ処理することとし、回答は保留する。

なお、沖縄における鶏の飼養状況、需給動向、見通しについての関係資料の送付方願いたい。

6. トヨー。エンタープライス・リミテッド。

本件の外資比率等について不明であるが、仮りに100%の新規企業又は支店・工場等の形態による進出と想定した場合、本土における食肉加工業は第二次資本自由化(昭44.3)の際の第1類(外資比率50%まで)の自由化業種となつており、100%外資の進出は許可しないたてまえとなつているので、沖縄の現地資本が50%以上を占めることとなるのでなければ、免許することは適当でない。

要處理	
首席事務官	
総務	
通 達	涉外調査
通 業	航空
通 航	科学協力
連絡調整	
調査	
力ナダ	
局庶務	

秘密標記(赤色)

( ) 第 115 号

昭和 46 年 3 月 4 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所  
高瀬代表

(件名) \_\_\_\_\_

外資導入申請書に付の意見書の米側への送付

引用公・電信  
日付・番号 2月17日付 貴信米北1号16号

冒頭貴信をもて仰訓今般の日本政府の  
意見書、3月3日付書面(写し別添)にて米側に  
通報しておいたので、報告本局。

付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

本信送付先:  
本信写送付先:  
配付送:

在外公館



GA-3-1

612

OFFICE OF THE JAPANESE GOVERNMENT REPRESENTATIVE.

TO THE PREPARATORY COMMISSION

IN OKINAWA

3 March 1971

Dear Mr. Fearey,

In accordance with the procedures stated in the paragraph 6 of the Report, dated 5 August 1970, from the Alternates to the Preparatory Commission, I would like to inform you of the comments which the Government of Japan has formulated on foreign investment applications submitted to the Government of the Ryukyu Islands. The comments are as follows:

1. Benjamin C. Adorianio

If the applicant should intend, in his business, to get involved in such educational activities as referred to in the School Education Law, it will be required to obtain an approval as prescribed in said Law.

2. Matilde M. Ortega

If the applicant at present engages in such activities as an employment agency pursuant to its GRI permits and without recourse to the Ryukyu Employment Security Law, it will be required to obtain a new approval in compliance with the GOJ Employment Security Law after Reversion.

In Japan proper, as a result of the capital liberalization policy, there exist no longer any restriction of the inducement of foreign capital for operating an employment agency. It will not be permitted, however, to undertake such activities for foreign nationals who will seek employments because of regulatory provisions of the Immigration Control Order.

3. Esso-Standard Sekiyu (Okinawa) Ltd.

The relevant authorities will be advised to refrain, for the time being, from disposing of this particular application, as it is necessary to carefully study the problem in order to avoid a possible confusion in an orderly circulation of petroleum products around the time of Reversion.

4. Lin Huo Yung

There will be no question to be raised about the eel-breeding. However, with regard to fruit-growing and stock-raising, of which the applicant has already received an approval as his business, the GOJ still considers it necessary to study the problem at Reversion, as the Government has not carried out capital liberalization in either of the said fields of activities.

Mr. Fearey

- 2 -

2 March 1971

5. Chen Ming Hao, Hsueh Hung Wu

The GOJ has not carried out capital liberalization policy in the field of stock-raising, and also the breeding of ducks occupies an important position as a subsidiary line of petty farmers. In these circumstances, the GOJ reserves the right to comment on this particular application until it has investigated and studied the situation of duck-breeding business in Okinawa as well as trend in its demand and supply in and outside Japan.

6. Toyo Enterprise Ltd.

Now in Japan proper, meat processing is included in the first group of enterprises for liberalization (to the extent of 50%) carried out in March, 1969. Therefore, if the applicant should intend to establish anew the proposed enterprises or in terms of branch-office or factories at the rate of hundred percent of foreign capital, it will not be approved based upon the current GOJ policy. It will not be appropriate to issue licence to them unless more than 50% of Okinawan capital is involved in the said enterprise.

Sincerely,

Ichiro Yoshioka  
Minister  
GOJ Alternate Representative to the  
Preparatory Commission

Mr. Robert A. Fearey  
Civil Administrator  
U S Alternate Representative to the  
Preparatory Commission